

第5章 農業委員会

農業委員会事務局

農業委員会は、地方自治法の定めに従い、昭和26年に制定された「農業委員会等に関する法律」に基づいて市に設置が義務づけられている行政機関で、農業者によって選ばれた農業委員を中心に構成される合議体の行政機関である。

第1節 組織と運営

1 組織

(1) 委員

農業委員は、選挙により選出された委員25人と、市長が選任した委員6人（農業協同組合推薦の委員1人、土地改良区推薦の委員1人及び議会からの推薦による学識経験を有する委員4人）の合計31人で構成されている。

(2) 部会の設置

委員会の本来の機能を十分に発揮するために、法に基づいて農地部会と農政部会を設置している。

ア 部会の定数

(単位 人)

構成する委員の区分	農地部会	農政部会
選挙による委員が互選した者	13	12
農業協同組合及び土地改良区の推薦による委員が互選した者	1	1
議会からの推薦による学識経験を有する委員が互選した者	2	2
計	16	15

2 運営

農業委員会の意思決定機関として、総会、農地部会及び農政部会を設置している。

(1) 総会

総会は委員全員による会議であり、市への要望、市民農園区域を指定する場合の決定及び諮問に対する答申等の定例的案件を行っている。

(2) 部会

ア 農地部会

会議は毎月1回定例的に開催しており、農地事務の適正化を図るとともに、農業の主体性を確保し、農業者の立場に立って農地法関係申請、納税猶予、生産緑地及び利用権設定等について、公正かつ厳正に審議を行っている。

イ 農政部会

部会の所掌する範囲は広く、市内農業者からの意見を取りまとめて行う要望や、農業生産、農業経営及び農業者に関する調査、研究等を行っている。

第2節 農業委員会の事務

(1) 農地移動について（農地法第3条）

農地移動の状況をみると、許可の件数及び面積は37件40,980.00㎡で、平成28年度は、前年度のツインシティ計画エリアが市街化区域に編入されることを受けた駆込み的な世帯内贈与がおさまったため、前年度に比べ25件減少しており、面積は44,179㎡の減となっている。

移動理由の内容については、担い手のいなくなった農地を引き受けるケースを含む規模拡大が約7割、他は世帯内贈与等である。

区 分	27 年 度		28 年 度	
	件 数	面 積 (㎡)	件 数	面 積 (㎡)
許可	62	85,159.00	37	40,980.00
届出	136	326,821.38	199	530,998.45
計	198	411,980.38	236	571,978.45

(2) 農地転用について（農地法第4条、5条）

農地転用事由別取扱件数及び面積

区 分	27 年 度		28 年 度	
	件 数	面 積 (㎡)	件 数	面 積 (㎡)
住 宅	149	60,601.62	154	55,471.04
貸住宅	25	15,166.03	23	12,436.78
資材置場等	67	47,114.14	53	42,920.16
事業所等	15	10,597.00	9	3,705.65
その他	17	16,352.34	21	16,025.79
計	273	149,831.13	260	130,559.42

注：表における28年度のうち、市街化区域内の届出によるものが、245件116,631.79㎡（4条届出93件44,032.59㎡、5条届出152件72,599.20㎡）、市街化調整区域内の許可が15件13,927.63㎡（4条許可0件0㎡、5条許可15件13,927.63㎡）である。

(3) 利用権設定等促進事業

この事業は、農用地の確保・保全とともに、規模拡大により経営改善を目指す農業者に対する農用地の利用集積など、有効利用を促進するための方策として、期間を定めて「貸借」を行うもので、これは市・農業委員会の公的機関が仲立ちして農業経営基盤強化促進法に基づく利用権を設定し、契約した期限が到来すると権利関係は必然的に消滅し、また、更新することで新たな権利関係が発生することから、貸し手にとっては安心して継続することができ、借り手も安定した農業経営を図ることができる制度である。

平成 28 年度利用権設定等促進事業実績表

区 分	利用権設定農用地計			田		畑	
	件数	筆数	面積(m ²)	筆数	面積(m ²)	筆数	面積(m ²)
(新規分)							
賃借権 1年	1	1	730	1	730	0	0
賃借権 2年	0	0	0	0	0	0	0
賃借権 3年	17	41	30,148	35	26,483	6	3,665
賃借権 5年	6	11	8,063	4	3,781	7	4,282
賃借権 6年	0	0	0	0	0	0	0
賃借権 その他	3	8	10,736	1	528	7	10,208
使用貸借権 1年	2	3	3,975	2	2,465	1	1,510
使用貸借権 2年	1	1	525	0	0	1	525
使用貸借権 3年	19	43	30,455	29	19,578	14	10,877
使用貸借権 5年	6	19	16,463	16	13,739	3	2,724
使用貸借権 6年	1	1	624	0	0	1	624
使用貸借権 その他	1	5	5,940	0	0	5	5,940
計	57	133	107,659	88	67,304	45	40,355
(更新分)							
賃借権 1年	2	5	2,773	4	2,301	1	472
賃借権 2年	0	0	0	0	0	0	0
賃借権 3年	78	174	118,699	129	90,913	45	27,786
賃借権 5年	3	11	6,056	7	3,907	4	2,149
賃借権 6年	7	13	9,378	10	7,726	3	1,652
賃借権 その他	0	0	0	0	0	0	0
使用貸借権 1年	6	17	13,843	9	6,200	8	7,643
使用貸借権 2年	0	0	0	0	0	0	0
使用貸借権 3年	53	130	84,873	109	69,976	21	14,897
使用貸借権 5年	2	3	2,861	3	2,861	0	0
使用貸借権 6年	2	6	3,943	4	1,871	2	2,072
使用貸借権 その他	1	1	1,031	1	1,031	0	0
計	154	360	243,457	276	186,786	84	56,671
合 計	211	493	351,116	364	254,090	129	97,026

(4) 遊休農地について

平成21年12月の農地法改正により、全ての農地を対象に毎年1回利用状況調査を行っている。
また、遊休農地の所有者に対して、適正な管理をするよう指導し、利用意向調査も併せて実施している。

	27年度 (平成28年1月1日現在)	28年度 (平成29年1月1日現在)
遊休農地面積 (ha)	11.1	23.6
農地台帳面積 (ha)	1,726	1,712
割合 (%)	0.64	1.38

(5) 農地台帳の管理

農地及び農業者の基礎資料として農地台帳の充実及び管理に努めている。管理方法については平成 20 年度に農地台帳の管理を行うシステムを導入、平成 26 年 4 月に農地台帳の公表が法律で定められたため、同年度にシステムの更新を行い、平成 27 年 4 月からはインターネットを活用した「全国農地ナビ」にて農地情報を閲覧することが可能となり、情報を活用した農地集積、集約化に利用されている。

(6) 農業者年金事業

農業者年金は昭和 46 年に創設され、農業者の老後生活の安定を通じて、農業経営の近代化、農地保有の合理化という政策目的を果たしてきたが、高齢化の進展、担い手不足による経営移譲率の低下等により、平成 14 年から新制度が施行された。農業委員会には加入資格、脱退の確認、高齢経営主の後継者への経営移譲の促進など、年金業務の一部が委託されている。

ア 被保険者数	23 人
イ 受給権者	180 人
計	227 人

(7) 国有農地管理事務について

戦後の農地改革の際、旧所有者から国が買収した農地で耕作農家への売渡しが不可能な農地は、農林水産大臣が管理権を有し、平成 21 年の農地法改正により、農地法附則に規定され、都道府県知事にその権限の一部が移譲されている。

国・県・農業委員会の一連した農地行政の中で国有農地管理をしているが、現在において存在する国有農地は大別すると次のとおりである。

ア 農耕貸付地	797 m ²
イ 未貸付地	4,297 m ²
計	5,094 m ²